

令和 7 年 6 月 13 日

運動会・体育大会に関する指針

松山市教育委員会

1. 熱中症を予防し、児童・生徒の命と健康を守るため、運動会・体育大会は10月以降の開催とする。ただし、学校行事や地域の実情等に応じ、春に開催することも可とする。
※10月第1週目の土曜日に松山秋祭りの宵宮（5日）、本祭（6日）、本宮（7日）が重なった場合、平日開催とする。ただし、学校が地域の関係者や保護者との協議により、例外的に9月に開催することも可とする。
2. 秋の運動会・体育大会の練習（以下「練習」という。）※¹開始時期は、近年の暑さ指数を考慮し、9月20日以降とする。9月に開催となった場合も時期を早めることはしない。
3. 練習は午前中を基本とし、環境省の示す「暑さ指数」が31℃以上の場合は、練習を中止する。
4. 各学校は、学校の規模や地域の実情に応じ、午前中の半日開催も含めて、当日の開催時間の短縮を検討する。
5. 練習及び当日の熱中症対策として、以下の事項を実施する。
 - 1) 朝や練習前に健康状態を観察し、体調不良者には無理をさせない。
 - 2) 帽子の着用を徹底させる。
 - 3) 日本スポーツ協会の示す「熱中症予防のための運動指針」を参考に、一定の時間ごとに給水タイムを設け、休憩させる。
「厳重警戒」10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。
「警戒」激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
 - 4) スポーツドリンク等の持参を認め、塩分の摂取も考慮する。
 - 5) ミストシャワー・大型扇風機を活用する。
 - 6) 練習中にもテントを張るなどし、出番以外は日陰で待機させる。
 - 7) エアコンの効いた部屋を用意し、有効に利用させる。
 - 8) 当日の天候に応じて開閉会式をテント内等の日陰で実施する。
 - 9) その他、必要に応じて教育委員会が示す事項

※1 運動会・体育大会の練習とは、学年や全校など複数クラスが一緒に練習を行うことを指す。